

立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 6 年立川市
条例第 13 号）の公布による。

立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年立川市条例第13号）第10条の規定により、立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進について、必要な事項を定めるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進)

第2条 立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進については、立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和6年立川市規則第21号）の規定の例による。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、立川市教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。